

提 供 日 2026/07/31
タイトル 静岡県災害支援本部の設置について（熊本県宇城市への対口支援）
担 当 危機管理部 危機政策課
連 絡 先 危機専門官 大路
TEL 054-221-2996



静岡県災害支援本部の設置について （熊本県宇城市への対口支援）

- 令和8年熊本地震に関し、本日、総務省から静岡県に対して、熊本県宇城市への対口支援団体として決定したとの連絡がありました。
- この連絡を受け、本日午前11時に「静岡県災害支援本部」を設置したので、お知らせします。
- なお、県では、8月3日(月)に危機管理部職員が現地に入り、翌8月4日(火)から現地で活動予定です。

※派遣人数等は現在調整中

静岡県災害支援本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本県以外の都道府県で大規模災害が発生した場合に、被災地を支援するための静岡県災害支援本部（以下「支援本部」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援本部の設置)

第2条 支援本部は、次のいずれかの場合に知事が設置するものとする。

- (1) 国の応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請があったとき。
- (2) その他知事が必要と認めるとき。

(所掌事務)

第3条 支援本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 支援の方針に関すること。
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 応援職員の派遣に関すること。
- (4) その他支援に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事を、本部員は別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 本部長は、支援本部の事務を総括する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 危機管理監は、本部長の命を受け、本部員を指揮し支援本部の事務を処理する。

(会議)

第5条 支援本部の会議は、本部長が必要により招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めたときは、特定の本部員による会議を開催することができる。
- 3 本部長は、必要があると認めたときは、支援本部の構成員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。
- 4 会議への出席が困難な本部員は、代理の職員を出席させることができる。

(庶務)

第6条 支援本部の庶務は、危機管理部危機政策課において処理する。

(支援本部の廃止)

第7条 本部長は、支援本部の設置の必要がなくなつたと判断したときは、支援本部を廃止する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援本部の運営に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年7月16日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	構成員
本部員	危機管理監兼危機管理部長
	企画部長
	デジタル戦略部長
	総務部長
	財務部長
	くらし・環境部長
	スポーツ・文化観光部長
	健康福祉部長
	経済産業部長
	農林水産統括部長
	交通基盤部長
	出納局長
	企業局長
	議会事務局長
	教育長
	教育部長
	警察本部長